

## マウスモノクローナル抗体製造の基本契約書

\_\_\_\_\_（以下、「甲」という）と株式会社アドバンス（以下、「乙」という）は、甲が乙に対し、抗原（タンパク質、アミノ酸ペプチド、その他）を提供し、その抗原に対するマウスモノクローナル抗体を製造する業務を委託することについて、甲乙双方で協議の上、次のとおり契約を締結する。

### 第1条（基本契約）

マウスモノクローナル抗体製造の基本契約書（以下、「本契約」という）は、業務委託に関する基本的事項を定めたものである。

### 第2条（個別契約の成立）

個別契約は、甲が乙に対し、乙所定の申込書に委託する業務内容その他必要事項記載のうえ提出し、乙が精査・調整のうえ最終の申込書に「お客様番号」を付して甲に通知することによって成立する。

### 第3条（委託）

甲は、乙に対して申込書に記した業務（以下、「本業務」という）を委託し、乙はこれを受託する。

### 第4条（用途の制限）

- (1) 甲は、本契約に基づき本業務で製造されたマウスモノクローナル抗体（以下「本抗体」という）を甲の試験研究目的のみに使用し、商業利用に使用しないものとする。
- (2) 甲は、本抗体の分与を第三者から依頼された場合、甲は乙に第三者の依頼先を連絡し、乙が第三者への分与を承諾したのちに分与を行うこととする。その際、甲は本契約を第三者へ説明し承諾を得た上で行うこととする。なお、第三者への分与は甲の責任とし、乙は関与しない
- (3) 甲から、本抗体の商業利用の申し出があった際は、甲乙双方で協議した上で別途商業利用契約を締結する。

### 第5条（甲の提出物）

- (1) 甲は乙に対し委託の際に、タンパク質、ペプチド類（「本抗原」という）およびその抗原情報関連書類（以下、「原始資料」という）を提出および提示する。
- (2) 乙は、本抗原およびその原始資料は、別段書面による合意がある場合を除き、甲に返還しない。

(3)本抗原が人畜に危険を及ぼす恐れがあり、その取り扱いに注意が必要な場合には、甲は、乙に対して本抗原および本抗原遺伝子の内容、特性、毒性および取扱いについて個別申込書に明記して予め乙に周知しなければならない。

#### 第6条（本抗体の納品）

1. 乙は、甲から必要とされる本抗原およびその原始資料（ただし、協議のうえ乙が用意した場合はこの限りではない）の提出を受けてから、本業務の遂行を開始し、成果物である本抗体を甲に納品する。

2. 次の各号に該当する場合には、乙は、甲に対し、本抗体の納品期限の変更を求めることができる。

(1)原始資料その他本業務遂行に必要な資料の提供の不足または誤り等のため本業務の進捗に支障が生じたとき。

(2)天災その他の不可抗力により納品期限までに本抗体を納品することが困難になったとき。

#### 第7条（本抗体遺伝子を有する菌株の供与）

乙は、甲から要求があった場合、本抗体遺伝子を有する菌株（以下、「本菌株」という）を甲に有償で提供する。その際、新たに「抗体遺伝子を有する菌株の提供に関する契約」を締結することとする。

#### 第8条（委託料の支払）

(1)甲は乙に対し、別途乙が定める所定の委託料（以下、「委託料」という）基準に基づき確定した委託料を支払う。ただし、乙は個別契約成立時に、委託料基準に従い、本業務の委託料の見積書を提出し、甲の確認を受けるものとする。

(2)委託料は、本抗体が発現した場合と、発現しなかった場合の二通りとし、発現しなかった場合は基本委託料のみの支払とする。抗体の発現の有無は乙の判定基準に基づく試験結果による。ただし、試験の実施は第一次的に乙が行い、その後甲の試験実施などにより疑義が生じた場合は、甲乙双方誠意をもって協議し解決するものとする。

(3)乙は、見積書を基準に前項の結果判定を踏まえ、委託料を確定したうえ、甲に対し請求書を送付する。ただし、乙は、基本委託料の範囲内で業務開始時に委託料の一部を着手金として請求することができる。

(4)甲は、乙からの請求を受けてから30日以内に、委託料を乙の指定する銀行口座に振込んで支払う。ただし、振り込手数料は甲の負担とする。

(5)甲は、乙と協議のうえ、本契約の履行に際し、甲の購買代理店として第三者を介在させることができる。この場合、乙は委託料請求書を購買代理店に送付するものとする。甲は購買代理店名義で乙に支払わせることができるが、この場合でも甲の支払義務に変

更はない。

#### 第9条（原始資料および製造物などの取り扱い）

1. 乙は、甲から提出された本抗原およびその原始資料を本業務の遂行中及び本業務終了後の如何を問わず、本業務遂行の目的のみに使用するものとし、他の目的に使用してはならない。また第三者に開示、売買、貸与または譲渡してはならない。

2. 本業務遂行中および本業務終了後の、本業務の遂行に際して使用及び製造した本菌株および本菌株が有する遺伝子類及び本抗体等（以下、「生産物」という）の取扱いは次の通りとする。ただし、天災その他の不可抗力により、取扱い（保存、保管など）不能となった場合はこの限りではない。

(1) 本菌株が有する遺伝子類：作製後、1年間保存し、廃棄処分する。ただし、甲からの書面による依頼により、保存期間を有償で1年間延長することができる。

(2) 第6条第1項又は第7条の規定により甲へ納品または提供した以外の生産物は、乙の責任において管理または破棄する。ただし、甲から書面による事前の指示があり、乙が同意した別の取扱いが定められた場合はこの限りではない。

#### 第10条（再委託の禁止）

乙は、甲の書面による事前の承諾を得た場合を除き、本業務の全部または一部を、第三者に再委託することができない。

#### 第11条（検査）

(1) 甲は、本抗体の納入がなされた日から1ヶ月（以下、「検査期間」という）以内に、本抗体の検査を行う。検査期間内に甲から乙に対する通知がなされないときは、乙は本抗体が申込書に記載した所定の検査に合格したものとみなし、委託料を全額請求する。

(2) 検査期間内に甲から乙に対する通知がなされないときは、その後の本抗体提供の権利を放棄したとみなす。

(3) 検査期間以内に受領拒否の正当な理由を乙に通知しなかったときは、検査に合格したものとみなされる。

#### 第12条（秘密保持）

乙は、本契約成立の事実、本契約の内容及び本契約上知り得た甲の秘密を第三者に漏洩してはならない。ただし、以下の各条に該当する場合はこの限りではない。

(1) 乙が秘密保持義務を負うことなく既に保有している情報。

(2) 乙が秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報。

(3) 乙が独自に開発した情報。

(4) 本契約に違反することなく、かつ受領の前後を問わず公知となった情報。

(5)第三者に開示することにつき甲の書面による事前の承諾を得た情報。

#### 第13条（情報の返還）

乙は、甲から要求があった場合、甲から提供を受けた本抗原および原始資料を除く情報及び資料（以下、「甲情報」という）を速やかに甲に返還するものとする。また、本契約終了に際し、甲から提供を受けた甲情報を通じて得られた全ての情報を甲へ返還するものとする。

#### 第14条（契約期間）

本契約の有効期間は、本契約締結の日から1年間とする。なお、本契約の期間満了時に未だ終了していない個別契約が存在する場合、本契約は、当該個別契約における支払いが終了するまで、当該個別契約のために、なおその効力を有する。ただし、第4条（用途の制限）、第9条（原始資料および製造物などの取り扱い）、第12条（秘密保持）、第17条（損害賠償）、第18条（紛争等の処理）の規定は、本契約の満了または解除後も有効に存続するものとする。

#### 第15条（解除）

1. 甲または乙は、相手方が次の各号の一に該当したときには何らの通知・催告を要せず、ただちに本契約を解除することができる。

- (1) 重大な過失または背信行為があったとき。
- (2) 仮差押、仮処分、差押、競売、破産開始、民事再生、会社更生、会社整理、特別清算等の申立てがなされたとき。
- (3) 手形交換所の不渡処分を受けたとき。
- (4) 公租公課の滞納処分を受けたとき。

2. 甲または乙は、相手方の債務不履行が、30日以内の期間を定めて、文書により催告したにもかかわらず正されないときは、本契約を解除することができる。

#### 第16条（中止）

(1) 乙は、本抗体が著しく人体に有害であり、その取り扱いに危険を伴うことが明らかとなった場合、甲にその旨通知して本業務を中止することができる。既に本業務に着手している場合は、中止までの業務に応じた委託料を甲に請求するものとする。

(2) 甲は、乙に通知して、甲自身の都合により本業務を中止させることができる。ただし、既に本業務に着手している場合は、甲は乙が着手している業務についての基本委託料を乙に支払わなければならない。

#### 第17条（損害賠償）

甲又は乙が本契約に基づく義務違反又は債務の不履行或は故意過失により相手方に損害を与えた場合、相手方に対し、その損害を賠償しなければならない。

#### 第18条（紛争等の処理）

1. 次に掲げる紛争または問題を解決するための交渉及び費用は、甲の責任と負担においてこれを行うものとする。

(1) 甲が乙に提出した本抗原および原始資料が第三者の知的財産権その他の権利を侵害している旨を主張した訴訟、異議申立て等を甲または乙が受けた場合。

(2) 乙が甲に提出した本抗体が第三者の知的財産権その他の権利を侵害している旨を主張した訴訟、異議申立て等を甲が受けた場合。

(3) 本抗体を用いて甲のなした研究等により、第三者に損害が生じたとき。

2. 次に掲げる紛争または問題を解決するための交渉及び費用は、乙の責任と負担においてこれを行うものとする。

(1) 乙の本抗体製造法または技術が第三者の知的財産権その他の権利を侵害している旨を主張した訴訟、異議申立て等を乙が受けた場合。

#### 第19条（協議）

本契約に定めのない事項及び解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠実に協議するものとする。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲及び乙それぞれ記名捺印の上、各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

乙

東京都中央区日本橋小舟町5番7号  
株式会社アドバンス  
代表取締役社長 浦壁 初栄